

地方公共団体におけるオンライン利用促進指針

平成 30 年 5 月 31 日

総務省

これまで、地方公共団体における行政手続のオンライン利用については、「電子自治体オンライン利用促進指針」(平成 18 年 7 月 28 日総務省取りまとめ、以下「18 年指針」という。)において、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続がオンライン利用促進対象手続として位置付けられ、当該手続について、積極的にオンライン利用の推進に取り組んできた。オンライン利用促進対象手続に係るオンライン利用率は平成 17 年度には 11.3%であったが、平成 28 年度においては 51.4%となり、18 年指針で目標としていた 50%を超えるに至ったところである。

こうした中、官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)第 10 条では、地方公共団体を含む行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続について、オンライン利用を原則とすること等(以下「オンライン化原則」という。)が定められたところであり、地方公共団体におけるオンライン利用を更に進めていくことが期待されている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定)、「デジタルガバメント推進方針」(平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)、「デジタルガバメント実行計画」(平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定、以下「実行計画」という。)においては、地方公共団体が優先的にオンライン利用に取り組むべき手続を総務省が取りまとめることとされたところである。このため、各地方公共団体における申請・届出等手続の更なるオンライン利用の促進に向け、地域の実情等に応じ主体的かつ積極的に取り組まれることを期待し、今般、取組の参考となるよう本指針を定めるものである。

なお、地方公共団体の取組をフォローアップするため、政府において毎年度オンライン利用率の把握を行い公表することとする。

1 基本的な考え方

官民データ活用推進基本法において、オンライン化原則が定められたことを踏まえ、地方公共団体における申請・届出等手続において、更なるオンライン利用の促進に向けた取組を進めていくに当たっては、以下の事項に留意し、具体的施策を講じていくものとする。

なお、各都道府県においては、市区町村の取組を支援するため、適切に助言等を行うことが期待される。

- (1) 18 年指針においてオンライン利用促進対象手続として位置付けたものに加え、処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続や実行計画において国民・事業者に対して大きな影響を持つ重要分野として先行的にサービス改革を実施することとされた個別サービス改革分野に係る手続(2(1)の「オンラ

イン利用促進対象手続」のことをいう。)について積極的にオンライン利用の促進を図る。

加えて、オンライン化原則の下、これら以外の手続についても、地域の実情等に応じ、オンライン利用の促進を図る。

- (2) オンライン利用の促進を図るに当たっては、サービスを提供する行政側の視点だけでなく、住民等の利用者の視点にもたって利便性の向上、オンライン利用メリットの拡大などを進める。
- (3) オンライン利用を進めるに当たっては、あわせて業務フローを検証し、業務改革を進める。
- (4) オンライン利用促進のためには、組織の枠を超えた業務改善等の取組が必要であることから全庁的な推進体制を構築する。

2 オンライン利用促進対象手続等

(1) オンライン利用促進対象手続

【引き続き利用促進対象手続とするもの】

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 粗大ごみ収集の申込
- 4) 水道使用開始届等
- 5) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 6) 浄化槽使用開始報告等
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 職員採用試験申込
- 9) 犬の登録申請、死亡届
- 10) 公文書開示請求
- 11) 地方税申告手続 (eLTAX)
- 12) 入札参加資格審査申請等
- 13) 道路占用許可申請等
- 14) 入札
- 15) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 16) 感染症調査報告
- 17) 港湾関係手続
- 18) 食品営業関係の届出
- 19) 特定化学物質取扱量届出
- 20) 後援名義の申請
- 21) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する責任者の選任届

【新たに利用促進対象手続とするもの】

- 22) 児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出
- 23) 自動車の保管場所証明の申請
- 24) 自動車取得税の申告納付
- 25) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 26) 軽自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 27) 住宅・土地統計調査
- 28) 給与支払報告書の提出
- 29) 一時預かり事業の届出
- 30) 経済センサス活動調査（調査員調査）
- 31) 小売物価統計調査
- 32) 道路使用許可の申請
- 33) 保健師助産師看護師法に基づく氏名等の届出
- 34) 特別徴収税額等の通知（特別徴収義務者に対するもの）

(2) オンライン利用促進対象手続の見直し

オンライン利用の進展や地方公共団体における情報基盤の整備等に伴い、住民等のオンライン利用ニーズの高度化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じ、総務省において、オンライン利用促進対象手続の見直しを行う。

なお、実行計画においては先行的にサービス改革を実施する施策が明示されたところであり、当該個別サービス改革分野に係る手続については、実行計画に基づく国の取組の進捗状況を踏まえ、これと整合を図りながら、必要に応じ、オンライン利用促進対象手続の見直しを行う。

3 更なるオンライン利用促進に向け各地方公共団体に取り組む事項

(1) 官民データ活用推進基本計画への位置付け

地方公共団体におけるオンライン利用の推進は、各地方公共団体が、地域の実情等を踏まえ、全庁的、計画的に取り組むべき課題である。

そのため、各地方公共団体は、オンライン利用促進の取組について、その方向性を明確にするとともに、「都道府県官民データ活用推進基本計画」又は「市町村官民データ活用推進基本計画」にオンライン利用推進施策を位置付けた上で推進していくことが望まれる。

計画の策定に当たっては、「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」の送付について」（平成29年10月13日事務連絡、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）及び「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の送付について」（平成29年10月13日事務連絡、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）における「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）」の内容も参考にされたい。

(2) 更なる利用促進に向けた対策内容

オンライン利用を促進していくためには、オンライン利用が進まない要因を排除するとともに、住民にとってのオンライン利用のメリットを拡大していくことが必要であり、各地方公共団体においては、行政運営上支障のない添付書類を独自に求めることを行わないなど、地域の実情等を踏まえた対策を実施していくことが求められる。